

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和元年9月30日

月曜日

号外(5)

目次

規 則	
○富山県会計規則の一部を改正する規則	1

規 則

富山県会計規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第42号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 147条第 2 号ウ中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同号中コをサとし、エからケまでをオからコマまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 軽自動車税の環境性能割

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に開始した事業年度に係る地方法人特別税の整理については、この規則による改正後の第 147条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（出納課）

